

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	繰越	繰越		
①	②	③	④	⑤	⑥

※該当箇所に ☒ すること。

- (ふりがな) せいけいりょうゆうかい
- 1 政治団体の名称 政経良友会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館521号室
- 3 代表者の氏名 田中 良生
- 4 会計責任者の氏名 福山 真樹
- 5 令和 6 年分

団体コード	1	2	6	0	0	2	4	9	2	0	0	1	1	0
前年繰越額	5,508,081 円													

事務担当者の氏名

電話番号

資金管理団体の指定の有無

☒ 有 ☐ 無

公職の種類 衆議院議員 (現) 候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 田中 良生

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 田中 良生

公職の種類 衆議院議員 (現) 候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなかった場合のみ記入のこと。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

102860

0454



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	8, 578, 241
(前 年 か ら の 繰 越 額)	5, 508, 081
(本 年 の 収 入 額)	3, 070, 160
支 出 総 額	2, 816, 570
翌 年 へ の 繰 越 額	5, 761, 671

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	3, 070, 000	
(イ) (う ち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	3, 070, 000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	3, 070, 000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	160	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
合 計	160	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
桶本佳一	10,000	R6/4/22	埼玉県さいたま市南区根岸4-1-1	会社役員	
大澤和治	10,000	R6/4/22	埼玉県さいたま市桜区西堀6-6-35	会社役員	
真取正典	10,000	R6/4/22	埼玉県さいたま市桜区西堀8-27-15	会社役員	
中村新一	10,000	R6/4/22	埼玉県さいたま市桜区南元宿1-4-1	会社役員	
佐伯鋼兵	10,000	R6/4/23	埼玉県さいたま市南区文蔵5-27-11	会社役員	
内木滋郎	10,000	R6/4/23	埼玉県さいたま市桜区西堀6-13-15	会社役員	
佐野敏樹	10,000	R6/4/23	埼玉県さいたま市南区辻8-22-14	会社役員	
篠原 明	10,000	R6/4/23	埼玉県さいたま市緑区東浦和1-10-15	会社役員	
本多正和	10,000	R6/4/23	埼玉県さいたま市桜区栄和3-14-1	会社役員	
染谷幸一	10,000	R6/4/24	埼玉県さいたま市桜区町谷1-20-17	会社役員	
大貫 充	10,000	R6/4/24	埼玉県さいたま市桜区田島4-18-3	会社役員	
戸井政広	10,000	R6/4/24	埼玉県戸田市本町3-10-20	無職	
戸井宏美	10,000	R6/4/24	埼玉県戸田市本町3-10-20	無職	
大野隆司	100,000	R6/4/24	埼玉県戸田市川岸1-10-5	会社役員	
大室和一郎	10,000	R6/4/24	埼玉県さいたま市桜区栄和5-3-5	会社役員	
こ の 頁 の 小 計	240,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考	
澤田裕二	10, 000	R6/4/24	埼玉県越谷市中町6-6-101C	会社役員		
寺田美津司	10, 000	R6/4/24	埼玉県川口市川口3-2-1リプレ川口一番街2F	会社役員		
菅原芳裕	10, 000	R6/4/24	埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-2-7中村第2ビル2F	会社役員		
井原 進	1, 000, 000	R6/4/24	埼玉県さいたま市桜区町谷1-17-1	会社役員		
小川 猛	10, 000	R6/4/25	埼玉県さいたま市桜区西堀6-4-3	会社役員		
押切 勇	10, 000	R6/4/25	埼玉県さいたま市桜区田島2-8-6	会社役員		
橋本一憲	10, 000	R6/4/25	埼玉県さいたま市浦和区岸町4-26-1-2206	会社役員		
斉藤祐次	10, 000	R6/4/25	埼玉県所沢市元町22-11	会社役員		
栗原啓太	10, 000	R6/4/25	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-17-13アイリーNAKACHO2階	会社役員		
田中芳樹	10, 000	R6/4/26	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-8-3	会社役員		
村上朝久	10, 000	R6/4/26	埼玉県蕨市中央1-7-1シティータワー蕨1102	会社役員		
須田 清	10, 000	R6/4/26	埼玉県川口市芝西1-10-9	会社役員		
桶本 毅	10, 000	R6/4/26	埼玉県さいたま市南区根岸4-7-7-2F	会社役員		
関 政弘	10, 000	R6/4/26	埼玉県さいたま市桜区西堀9-15-11-2	会社役員		
こ の 頁 の 小 計	1, 130, 000					

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考	
厚川勝藏	10, 000	R6/4/30	埼玉県さいたま市南区别所 3－3 2－1 1	会社役員		
飯島寛一	10, 000	R6/4/30	埼玉県さいたま市南区鹿手袋 2－1－1 0－6 0 9	会社役員		
掛川俊邦	10, 000	R6/5/1	埼玉県さいたま市浦和区岸町 5－8－3 0－1 0 2	会社役員		
恵 勇人	10, 000	R6/5/1	埼玉県戸田市笹目南町 2 7－2 5	会社役員		
日水正敏	10, 000	R6/5/2	埼玉県上尾市今泉 4－5－1 0	会社役員		
岩渕 均	10, 000	R6/5/2	埼玉県さいたま市南区南浦和 3－3 6－2 0	会社役員		
小室次雄	10, 000	R6/5/7	埼玉県さいたま市南区文蔵 4－8－6	会社役員		
秋本昌治	10, 000	R6/5/9	埼玉県さいたま市南区辻 2－2 3－1 0	会社役員		
三角幹夫	10, 000	R6/5/9	埼玉県さいたま市桜区中島 1－1 7－1 1	会社役員		
桶本吉男	10, 000	R6/5/9	埼玉県さいたま市南区根岸 5－1 1－1 0－1 0 2	会社役員		
松尾康司	10, 000	R6/5/9	埼玉県川口市芝高木 1－2－2 1	会社役員		
関 宏司	10, 000	R6/5/10	埼玉県さいたま市緑区南部領辻 2 8 6 5	会社役員		
熊木 章	20, 000	R6/5/12	埼玉県戸田市下戸田 2－1 3－3	会社役員		
里中宗一郎	10, 000	R6/5/13	埼玉県さいたま市南区辻 3－9－9	会社役員		
野島正美	50, 000	R6/5/13	埼玉県川口市芝 4－1 9－7	会社役員		
こ の 頁 の 小 計	200, 000					

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考	
里中薩子	10, 000	R6/5/13	埼玉県さいたま市南区辻4－18－5	会社役員		
小池光男	10, 000	R6/5/13	埼玉県さいたま市南区大谷場1－8－49	会社役員		
浅野貴之	10, 000	R6/5/13	埼玉県戸田市美女木5－21－6	会社役員		
野崎鉄也	10, 000	R6/5/14	埼玉県戸田市笹目北町15－1	会社役員		
野崎竜也	10, 000	R6/5/14	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久4408	会社役員		
渡邊 寛	10, 000	R6/5/14	埼玉県戸田市下前1－7－13－307	会社役員		
熊木雄太郎	10, 000	R6/5/14	埼玉県戸田市下前1－13－15－201	会社役員		
熊木大輔	10, 000	R6/5/14	埼玉県戸田市下前1－13－15－202	会社役員		
西袋政己	20, 000	R6/5/14	埼玉県戸田市美女木1－6－4	会社役員		
中村芳彦	10, 000	R6/5/15	埼玉県さいたま市桜区西堀3－22－31	会社役員		
巽 正典	20, 000	R6/5/15	埼玉県所沢市北秋津201コスモ所沢505	会社役員		
佐々木良子	20, 000	R6/5/16	埼玉県戸田市笹目南町4-2	会社役員		
田中孝一	10, 000	R6/5/17	埼玉県さいたま市桜区西堀7－20－24	会社役員		
岩崎英治	10, 000	R6/5/20	埼玉県白岡市篠津2140	会社役員		
長江 厚	10, 000	R6/5/21	埼玉県川口市金山町12－1－103－2	会社役員		
こ の 頁 の 小 計	180, 000					

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
野並伸行	10,000	R6/5/21	埼玉県さいたま市南区曲本3-7-29	会社役員	
栗原登美恵	20,000	R6/5/22	埼玉県戸田市笹目南町22-22	無職	
栗原 清	10,000	R6/5/22	埼玉県戸田市笹目南町22-22	無職	
佐藤倫也	10,000	R6/5/24	埼玉県川口市青木1-5-25	会社役員	
緑川 宏	10,000	R6/5/24	埼玉県戸田市笹目南町5-3	会社役員	
高崎重実	10,000	R6/5/30	埼玉県さいたま市桜区道場2-16-32	会社役員	
渡辺伸治	30,000	R6/5/30	埼玉県さいたま市緑区東浦和8-14-1	会社役員	
今家元治	10,000	R6/5/30	埼玉県戸田市早瀬1-5-10	会社役員	
今家裕久	10,000	R6/5/30	埼玉県戸田市笹目3-20-25	会社役員	
永島良一	10,000	R6/5/30	埼玉県戸田市下戸田1-21-11	会社役員	
荘 良明	30,000	R6/6/1	埼玉県戸田市新曽1759	会社役員	
住吉 望	10,000	R6/6/1	埼玉県さいたま市桜区町谷3-16-32	会社役員	
近藤雅透	100,000	R6/6/3	埼玉県さいたま市緑区三室707-27	会社役員	
新道行	10,000	R6/6/4	埼玉県深谷市東大沼325-11	会社役員	
石川重夫	10,000	R6/6/5	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58-202	会社役員	
こ の 頁 の 小 計	290,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
猪股和則	10, 000	R6/6/5	埼玉県さいたま市浦和区大東3-35-18	会社役員	
本間裕康	10, 000	R6/6/6	埼玉県川口市芝5-8-9グレーシャスコート本間303	会社役員	
梶本一郎	10, 000	R6/6/6	埼玉県さいたま市桜区下大久保1256	会社役員	
佐藤啓智	10, 000	R6/6/7	埼玉県川口市東川口4-5-32	会社役員	
丸岡庸一郎	10, 000	R6/6/7	埼玉県秩父市東町24-8	会社役員	
小嶋明夫	50, 000	R6/6/7	埼玉県さいたま市浦和区岸町4-7-3	会社役員	
薮島 明	10, 000	R6/6/12	埼玉県さいたま市桜区宿 2 9 7	会社役員	
酒井真也	10, 000	R6/6/13	埼玉県蕨市中央 1 - 1 1 - 1 4 - 2 0 2	会社役員	
植木 忠	20, 000	R6/6/13	埼玉県蕨市錦町 2 - 1 9 - 1 6	会社役員	
秋元良夫	30, 000	R6/6/24	埼玉県戸田市美女木 2 - 9 - 4	会社役員	
折茂雅信	10, 000	R6/6/25	埼玉県さいたま市浦和区高砂 1 - 2 - 1 - 2 3 0 3	会社役員	
神田 修	10, 000	R6/6/26	埼玉県さいたま市南区松本 2 - 2 - 9	会社役員	
コール淳美	20, 000	R6/6/29	埼玉県戸田市新曽南 1 - 1 - 8 - 7 0 1	会社役員	
笹沼尚武	10, 000	R6/7/1	埼玉県さいたま市浦和区常盤 4 - 2 - 1 5 - 5 0 4	会社役員	
若島 満	20, 000	R6/7/1	埼玉県さいたま市南区太田窪 2 9 2 6	会社役員	
こ の 頁 の 小 計	240, 000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
熊木富美子	10,000	R6/7/2	埼玉県戸田市上戸田2-4-5	会社役員	
徳永正裕	10,000	R6/7/4	埼玉県さいたま市緑区中尾608	会社役員	
江黒 博	10,000	R6/7/4	埼玉県さいたま市桜区新開1-13-21	会社役員	
江黒友彦	10,000	R6/7/4	埼玉県さいたま市桜区新開1-13-21	会社役員	
伊藤光男	100,000	R6/7/5	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町15-5	会社役員	
小山祥史	10,000	R6/7/10	埼玉県さいたま市浦和区北浦和1-6-15-1F	会社役員	
城戸紀夫	30,000	R6/7/10	埼玉県戸田市喜沢2-21-2	会社役員	
中原 誠	100,000	R6/7/17	埼玉県川口市芝5193	会社役員	
細野博隆	100,000	R6/7/18	埼玉県さいたま市南区根岸1-20-8	会社役員	
志賀 司	100,000	R6/7/19	東京都千代田区一番町14番地 グランドヒルズ一番町1201	会社役員	
金子千枝	100,000	R6/7/30	埼玉県戸田市喜沢2-37-10	会社役員	
小池 裕	100,000	R6/8/1	埼玉県さいたま市南区南本町1-14-5-401	会社役員	
黒澤和夫	10,000	R6/8/8	埼玉県さいたま市南区根岸5-5-15	会社役員	
中村雅己	100,000	R6/9/12	埼玉県さいたま市南区辻8-24-1	会社役員	
こ の 頁 の 小 計	790,000				
そ の 他 の 寄 附	0				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
合 計	3, 070, 000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	11,457	0	
(4) 事 務 所 費	87,700	0	
小 計	99,157	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	696,913	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	10,170	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,010,330	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,717,413	0	
合 計	2,816,570		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	11,457				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
合 計	11,457				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
監査料	22, 000	R6/12/10	総合会計事務所	埼玉県さいたま市南区南浦和2-42-12	
こ の 頁 の 小 計	22, 000				
そ の 他 の 支 出	65, 700				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
合 計	87,700				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
				その他の経費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	39,000				
合 計	39,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
				渉外・会合費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	137,708				
合 計	137,708				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
				交際費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
会費	20,000	R6/5/13	とがし政経フォーラム	東京都千代田区永田町2-1-2-1019	
会費	20,000	R6/6/12	博友会	千葉県松戸市松戸新田592	
贈答品代	64,800	R6/6/12	株式会社そごう・西武	秋田県秋田市中通2-6-1	
会費	20,000	R6/6/18	自由民主党千葉県第8選挙区支部	千葉県柏市正連寺373-3	
会費	20,000	R6/9/12	フォーラム・フロンティア	東京都調布市布田1-3-19'イビル2階	
会費	20,000	R6/10/2	佐藤政経懇話会	栃木県下都賀郡壬生町本丸2-15-20	
会費	20,000	R6/11/5	河野太郎と21世紀の日本を語る会	神奈川県平塚市八重咲町26-8	
贈答品代	50,215	R6/11/18	内木酒造株式会社	埼玉県さいたま市桜区西堀6-13-15	
会費	20,000	R6/11/20	城内実君と明日の日本を語る会	東京都千代田区永田町2-1-2-623	
会費	20,000	R6/11/25	政経創造研究会	徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓247-1	
会費	20,000	R6/12/2	井上たかひろ「どすこい会」	東京都千代田区永田町2-2-1-323	
年会費	36,000	R6/12/2	自由民主党政令指定都市議会議員連盟	東京都千代田区永田町1-11-23	
贈答品代	68,640	R6/12/3	内木酒造株式会社	埼玉県さいたま市桜区西堀6-13-15	
会費	20,000	R6/12/4	ほさかやすし君を育てる会	埼玉県朝霞市本町1-10-40-101	
会費	20,000	R6/12/4	野中あつし君を育てる会	東京都千代田区永田町2-2-1-419	
こ の 頁 の 小 計	439,655				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
				交際費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
会費	20,000	R6/12/5	三谷英弘政経研究会	神奈川県横浜市青葉区つつじが丘10-20-2F	
会費	20,000	R6/12/23	彩の国自由フォーラム	東京都千代田区永田町2-1-1-718	
会費	20,000	R6/12/23	谷公一君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2-810	
会費	20,000	R6/12/26	橋本がく前進の集い	岡山県倉敷市吉岡552	
こ の 頁 の 小 計	80,000				
そ の 他 の 支 出	550				
合 計	520,205				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
				交通費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
航空券代	10,170	R6/7/1	株式会社 J T B	東京都千代田区永田町2-2-1	
こ の 頁 の 小 計	10,170				
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	10,170				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
				寄附金	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄附金	2, 000, 000	R6/2/1	自由民主党埼玉県第十五選挙区支部	埼玉県さいたま市南区南本町1-14-5-104	
こ の 頁 の 小 計	2, 000, 000				
そ の 他 の 支 出	10, 330				
合 計	2, 010, 330				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 2月 14日

政治団体の名称 政経良友会

会計責任者の氏名 福山 真樹



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和7年1月30日

政経良友会

代表 田中 良生 殿

登録政治資金監査人 水野 規子 
登録番号 第 5075 号
研修修了年月日 平成28年7月20日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、政経良友会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、政経良友会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、

かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

政経良友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、政経良友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上